平成２８年（フ）第５０１６号
埼玉県さいたま市桜区田島５丁目18―２―201
債務者　前之園雄二
1　決定年月日時　平成28年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月20日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月20日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５９７号
東京都東大和市向原４丁目2317番地の８メゾン・ド・エデン202号室
債務者　佐藤　洋子
1　決定年月日時　平成28年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月23日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月23日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第５０５２号
東京都渋谷区代々木４丁目38―16―302
債務者　大杉こずえ
1　決定年月日時　平成28年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月27日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月27日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１３６７号
神奈川県大和市大和南２丁目10番27―103号
債務者　牧野　秀徳
1　決定年月日時　平成28年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月27日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月28日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第６５６号
東京都立川市若葉町４丁目25番地の１若葉町団地22棟403号
債務者　横田　ミサ
1　決定年月日時　平成28年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月28日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月28日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第６５８号
東京都東大和市向原２丁目１番地の10ウェルシーガーデン202
債務者　齋藤　孝子
1　決定年月日時　平成28年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月28日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月28日午後２時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第２２３号
栃木県さくら市喜連川925番地１　フォーレスト壱番館102号
債務者　髙橋　直照
1　決定年月日時　平成28年７月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月10日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月７日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第２１２０号
横浜市中区山田町４番地　フロール山田町第１　912号室
債務者　鈴木　孝子
1　決定年月日時　平成28年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月11日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月12日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１０２２号
横浜市南区井土ケ谷上町13番11号　レオパレス21　205号室
債務者　長原　　剛
1　決定年月日時　平成28年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月11日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月12日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１１７４号
横浜市青葉区荏田西１丁目12番地１　サンルーム青葉304
債務者　平山國夫こと　金　　國夫
1　決定年月日時　平成28年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月11日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月12日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１３７４号
神奈川県大和市上草柳９丁目11番16号　県営鶴間タウンハウス101
債務者　唐崎香魚子
1　決定年月日時　平成28年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月11日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月12日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１１７２号
横浜市都筑区荏田南２丁目15番７号　泰平ハイツＡ
債務者　黒沼　和美
1　決定年月日時　平成28年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月25日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月26日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２７年（フ）第２５７号
埼玉県本庄市児玉町児玉1584番地10
破産者　佐泻（佐潟）　政浩
1　決定年月日　平成28年７月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

破産手続終結

平成２７年（フ）第９１２９号
東京都世田谷区三軒茶屋１丁目５番15号
破産者　湘樺実業有限会社
1　決定年月日　平成28年７月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１４３２号
千葉県船橋市夏見台１丁目５－６
破産者　高橋　安啓
1　決定年月日　平成28年７月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１５３９号
名古屋市名東区貴船１丁目２番１
破産者　株式会社万博ネッツ
1　決定年月日　平成28年７月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部